

備考 愛知県春日井市中央通2丁目88番地
ソレアードヒロゾ(029) H28、12、5
(住所記載) 愛知県建設部建設業不動産業課
愛知県春日井市東野所9丁目19番地17
愛知県春日井市・名古屋市・其他の都市総務課 R.3、S.14.

注意事項

- 1 取引の関係者から請求があつたときは、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が消除されたときは、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。